

「内水面漁業」って、なに？

国立研究開発法人水産総合研究センター
増養殖研究所 内水面研究部
生態系保全グループ長
国立大学法人東京海洋大学
非常勤講師

中 村 智 幸

第 575 号
(第49巻 第11号)

編 集 一 般 財 団 法 人 東 京 水 産 振 興 会
発 行

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともに、その総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和四十二年七月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目次

「内水面漁業」つて、なに？

第五七五号

1. はじめに.....	1
2. 内水面.....	2
3. 内水面漁業.....	9
4. 内水面の漁業協同組合.....	19
5. 内水面の遊漁.....	43
6. 内水面の「多面的機能」.....	54
7. 内水面の課題 — 「おわり」にかえて.....	56
資料.....	58

時事余聞 編集後記

なかむら ともゆき
中村智幸



略歴
▽一九六三年(昭和三八年)

十一月、長野県駒ヶ根市生まれ。溪流釣り三昧の子供の頃を経て、長野県立伊那北高等学校卒業。東京水産大学卒業、同学大学院の博士課程中退後、栃木県庁に就職(水産職)。栃木県水産試験場に勤務しながら母校の東京水産大学から学位(水産学博士)を取得。一一年半の県職員生活ののち、水産庁に転職し、中央水産研究所内水面利用部に配属。水産庁の研究所が法人化され、現在、国立研究開発法人水産総合研究センター増養殖研究所内水面研究部生態系保全グループ長。国立大学法人東京海洋大学(元東京水産大学)の非常勤講師(陸水学)も務める。専門は淡水水産資源学、内水面漁協学。

「内水面漁業」って、なに？

国立研究開発法人水産総合研究センター

増養殖研究所 内水面研究部

生態系保全グループ長

国立大学法人東京海洋大学 非常勤講師

中村 智幸

1. はじめに

「漁業」という言葉を聞いたことのない人はいないでしょう。また、人によって程度の違いはあるかもしれませんが、漁業の意味を知らない人もいないでしょう。しかし、多くの人が「漁業は海で行われている」と考え、「川や湖に漁業がある」ことを知っている人は少ないと思います。

川や湖でも漁業は行われています。川や湖はよく「内水面」と呼ばれます。そのた

本稿では内水面漁業の「一般的な姿」を解説

め、川や湖の漁業は「内水面漁業」と呼ばれます。本稿では、あまりよく知られていない内水面漁業の実態や制度について解説します。

なお、内水面漁業の実態は地域によって異なります。また、制度も運用の仕方が地域によって異なっていたり、正しく場合分けすると細かくなってわかりにくくなります。本稿では内水面漁業の「一般的な姿」を解説します。

2. 内水面

(1) 内水面って、どこのこと?

一般に、内水面とは河川湖沼、つまり川や湖のことをいいます(写真1。本稿では、「沼」や「池」も湖と呼ぶことにします)。内水面というと、水はすべて真水(まみず)、つまり淡水と思われがちです。しかし、そうではありません。川の中には汽水(きすい)、つまり海に近いために塩分が混じっている水の場所もあります。そのような場所を「汽水域」といいます。また、海とつながっているために海水が入り込み、水が汽水の湖(汽水湖)もあります。

なお、次の湖は、漁業の実態から農林水産大臣の告示により漁業の面では海面(海)として扱われています。

サロマ湖(北海道)、風蓮湖(北海道)、温根沼(北海道)、厚岸湖(北海道)、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦(茨城県)、加茂湖(新潟県)、浜名湖(静岡県)、琵琶湖(滋賀県)、中海(島根県・鳥取県)



写真1の1 川の上流部



写真1の2 川の下流部



写真1の3 湖

逆に、次の水面は海ですが、漁業の実態から農林水産大臣の告示により内水面と似通った漁業のルールが適用されています。

久見浜湾（京都府）、与謝海（京都府）

（2）内水面管理と河川管理の違いって、なに？

「内水面管理」は「水産資源や漁場の管理」で遊漁の管理も含まれる

「内水面」という言葉は漁業の用語としてよく使われます。そのため、「内水面管理」というと、多くの人は「水産資源や漁場の管理」を連想します。また、内水面管理には、遊漁、つまりレジャーとしての釣りの管理も含まれます。それに対して、「河川管理」はいわば「治水」です。治水とは、川や湖の氾濫を抑えて、国民の生命・財産を守ることです。

河川管理者は国土交通大臣や都道府県知事、市町村長です。いっぽう、内水面管理者は一般に漁業協同組合です（漁業協同組合については、本稿の「4. 内水面の漁業協同組合」でくわしく解説します）。河川管理者は水とその「器（うつわ）」である川や湖を管理します。それに対して、内水面管理者である漁業協同組合は、河川管理者が管理している川や湖の中に生息している水産資源やその利用を管理します。残念ながら内水面の漁業協同組合には、川や湖の形を変える権限はありません。「魚や漁業のため」という理由でも、漁業協同組合は河川管理者の許可無く川の流れを変えたり

川を深くしたり、川に石を置いたりすることはできないのです。

（3）内水面について、どのような法律や規則があるの？

川や湖の多くは公共水面です。「公共」なので、川や湖はみんなのものかもしれない。しかし、公共だからといってみんなが自分勝手に使うとトラブルが発生して、困る人が多くなります。そのため、川や湖に生息する魚などをみんなが公平に利用できるように、法律や規則などのルールがあります。

内水面漁業に直接的に関係するおもな法律として、漁業法、水産資源保護法、内水面漁業の振興に関する法律、水産業協同組合法があります（表1）。制定された年は水産業協同組合法が昭和二十三年（一九四八年）と最も古く、次いで漁業法が昭和二十四年（一九四九年）、水産資源保護法が昭和二十六年（一九五一年）、内水面漁業の振興に関する法律が最近で平成二十六年（二〇一四年）です。

それぞれの法律の第一条に法律の目的が記されています。次のとおりです。

漁業法

第一条 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

内水面漁業に関するおもな法律

表 1 内水面漁業に関する法律や規則

直接的に関係するおもな法律(農林水産省所管)
漁業法
水産資源保護法
内水面漁業の振興に関する法律
水産業協同組合法
間接的に関係するおもな法律
河川法(国土交通省所管)
文化財保護法(文部科学省所管)
水質汚濁防止法(環境省所管)
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(環境省所管)
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(環境省所管)
直接的に関係する規則
内水面漁業調整規則(都道府県所管)
漁業権行使規則(漁業協同組合所管)
遊漁規則(漁業協同組合所管)

水産資源保護法

第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

内水面漁業の振興に関する法律

第一条 この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もつて内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

水産業協同組合法

第一条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

漁業法は漁業に関する基本的なことを定めたもの、水産資源保護法は水産資源の保護や培養に関する基本的なことを定めたもの、内水面漁業の振興に関する法律は川や

漁業法、水産資源保護法、内水面漁業の振興に関する法律などは、農林水産省が所管している

湖の漁業の振興に関する基本的なことを定めたもの、水産業協同組合法は漁業者と水産加工業者の協同組合に関する基本的なことを定めたものです。農林水産省がこれらの法律を所管しています。

農林水産省所管以外の内水面漁業に関係する法律として、河川法(国土交通省所管)、文化財保護法(文部科学省所管)、水質汚濁防止法(環境省所管)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(環境省所管)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(環境省所管)などがあります(表1)。河川法は川や湖の治水に係るため、文化財保護法はこの法律により天然記念物に指定されている魚などがいるため、水質汚濁防止法は川や湖の水質に係るため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律と特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律はこれらの法律により指定されている魚などがいるため、内水面漁業に係る法律として挙げました。

法律とは別に「規則」があります。内水面漁業に係るおもな規則に、内水面漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則があります(表1)。

内水面漁業調整規則は都道府県の規則です。漁業法や水産資源保護法などに基づいて、農林水産大臣の認可のもと、都道府県知事が制定します。それぞれの都道府県の内水面における水産資源の増殖や保護、漁業や遊漁などに関するルールが定められています。ルールとは、禁漁期や禁漁区、全長制限、禁止漁法などです。

内水面漁業調整規則は都道府県の規則で、漁業法や水産資源保護法などに基づいて、農林水産大臣の認可のもと、都道府県知事が制定

漁業権行使規則は漁業協同組合の規則です。漁業法に基づき、水産資源保護法や内水面漁業調整規則も踏まえて、知事の認可のもと、漁業協同組合が制定します。この規則には、禁漁期や禁漁区、全長制限、禁止漁法など、その漁業協同組合の組合員が守るべきルールが定められています。

遊漁規則も漁業協同組合の規則です。漁業権行使規則と同様に、漁業法に基づき、水産資源保護法や内水面漁業調整規則も踏まえて、知事の認可のもと、漁業協同組合が制定します。この規則には、遊漁者が守るべき遊漁期間や禁漁区、全長制限、禁止漁法、遊漁料などのルールが定められています。漁業権行使規則と違って遊漁規則については、知事は都道府県の行政委員会のひとつである内水面漁場管理委員会の意見を聴いて認可する必要があります。

参考のために、漁業法の内水面関係の部分と内水面漁業の振興に関する法律の抜粋を、本稿の最後に「資料」として掲載します。

3. 内水面漁業

(1) 内水面漁業って、どんな漁業？

漁業法の第二条の第1項に、漁業とは何かが定義されています。

第一条 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

「水産動植物」とは、水産的に利用される魚やエビ、カニ、イカ、タコ、貝、藻類、植物、クジラなどです。

「採捕」とは、とることです。「とる」には、「採る」、「捕る」、「獲る」などの漢字があります。本稿では「採る」を使用します。

「養殖」とは、養魚場の飼育池や、海や湖、川などに浮かべた生け簀（いけす）の中などで魚などを育てることです。

つまり、水産的に利用される魚などを採ったり養殖する事業が漁業です。

内水面漁業は川や湖における漁業です。内水面漁業には、アユやイワナ、ヤマメ、ワカサギ、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ、ドジョウ、ナマズ、エビ、カニ、スッポンなどの採捕や養殖があります（写真2）。

なお、養殖と似た言葉に、「増殖」という言葉があります。増殖とは、海や川、湖などの自然の水面において天然の水産動植物を増やすことです。

（2）内水面の漁業・養殖業の生産量や生産額はどのくらいあるの？

図1の1は平成一四年（二〇〇二年）から平成二五年（二〇一三年）にかけての日本における漁業と養殖業の生産量の推移を示しています（農林水産省発行の「漁業・

内水面漁業は川や湖における漁業



写真2 川や湖の魚

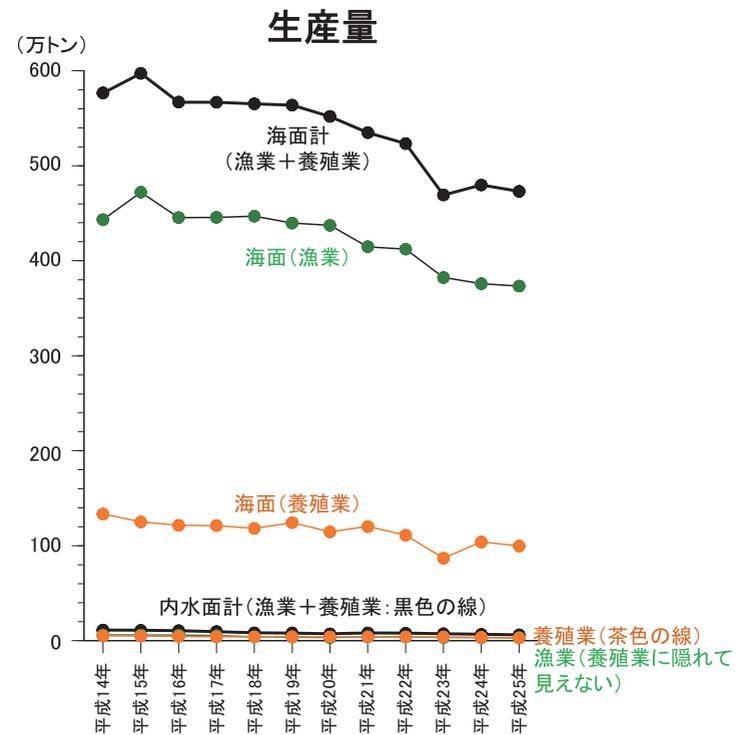


図1の1 平成14年から平成25年にかけての日本における漁業と養殖業の生産量の推移

漁業・養殖業生産統計年報では、漁業による漁獲量も「生産量」

養殖業生産統計年報」のデータから引用。「生産量」とは漁獲量です。漁業で採られた魚などの量は「漁獲量」ですが、養殖業で作られた魚などの量は「生産量」です。

この図は内水面だけでなく海面のデータも示しています。一番上の折れ線は海面の漁業と養殖業の生産量の合計です。上から二番目の折れ線は海面の漁業、三番目の折れ線は海面の養殖業の生産量です。そして、それらのずっと下にある、重なっている見えにくい三本の折れ線が内水面の生産量のデータです。三本の折れ線は、上から漁業と養殖業の合計、養殖業、漁業です。この図を見ると、海面に比べて内水面の漁業、養殖業の生産量がとても少ないことがわかります。また、内水面についてみると、生産量は漁業より養殖業のほうが多いです。漁業についてみると、海面と内水面を合わせた生産量の中の内水面の生産量の割合の最近五年（平成二二～二五年）の平均値は〇・九%です。また、養殖業の同様の値は三・四%です。そして、漁業と養殖業を合わせると、海面と内水面を合わせた生産量の中の内水面の生産量の割合の最近五年の平均値は一・四%です。内水面漁業の生産量は全体の一～二%なのです。

図1の2は生産高の推移を示しています（農林水産省発行の「漁業・養殖業生産統計年報」のデータから引用）。「生産高」とは金額です。生産量の場合と同様に、一番上の折れ線は海面の漁業と養殖業の合計、二番目の折れ線は海面の漁業、三番目の折れ線は海面の養殖業、ずっと下の重なって見えにくい三本の折れ線が内水面の

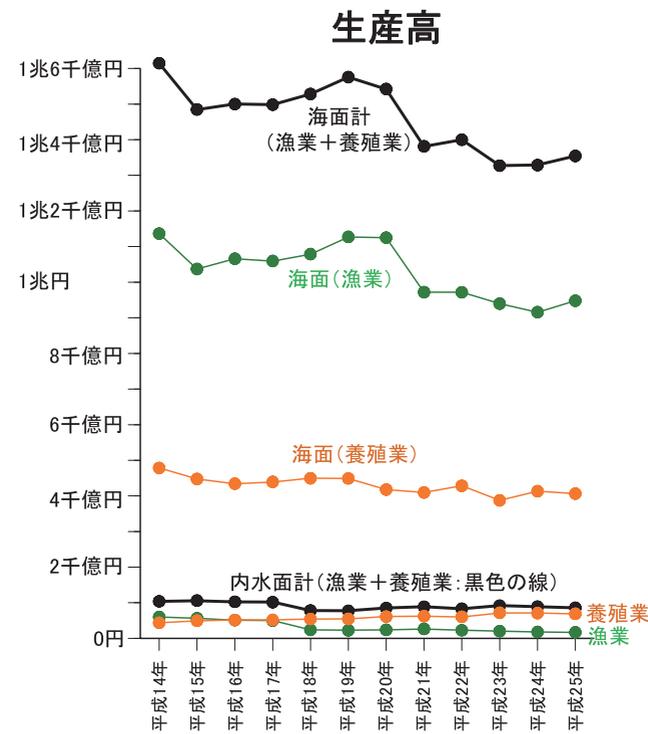


図1の2 平成14年から平成25年にかけての日本における漁業と養殖業の生産高の推移

データで、上から漁業と養殖業の合計、養殖業、漁業の順です。生産量の場合と同様に、生産高も内水面にくらべて海面のほうが多く、内水面についてみると漁業よりも養殖業のほうが多いです。漁業についてみると、海面と内水面を合わせた生産高の中の内水面の生産高の割合の最近五年（平成二一～二五年）の平均値は二・二％であり、養殖業の同様の値は一四・一％です。そして、漁業と養殖業を合わせると、海面と内水面を合わせた生産高の中の内水面の生産高の割合の最近五年の平均値は六・一％です。前述のように、内水面の生産量は海面・内水面全体の一・四％でしたが、生産高は全体の六・一％と、生産量の場合の四・四倍です。これは、内水面で採られたり養殖された魚などの値段（単価）が海面よりも内水面のほうが高いためです。

ここまで解説してきたように、漁業には魚などを「採る」まさに漁業と、魚などを「養殖する」養殖業がありますが、ここから先は漁業、つまり魚などを採る、いわゆる「漁業」だけについて解説します。

表2は平成二三（二〇一一）、二四（二〇一二）、二五（二〇一三）年の各年の日本における魚などの種類別の漁業の生産高を示しています（農林水産省発行の「漁業・養殖業生産統計年報」のデータから引用）。内水面の魚種を黄色に色付けしてあります。いずれの年でも、上位の二七～二九位まで海面の魚種で占められています。内水面の魚種では、アユが二八～三〇位、シジミが三二～三五位であり、その他の魚種は五三位以下です。内水面の魚種の中の上位であるアユやシジミの順位は全体の間から

表2 平成23、24、25年の日本における魚などの種類別の漁業の生産高

平成23年			平成24年			平成25年		
順位	魚種	生産額(百万円)	順位	魚種	生産額(百万円)	順位	魚種	生産額(百万円)
1	さけ類	66972	1	かつお	72028	1	かつお	71027
2	かつお	61936	2	さけ類	60771	2	さけ類	68992
3	するめいか	55012	3	めばち	47442	3	ほたてがいか	61318
4	めばち	47472	4	するめいか	39372	4	するめいか	51993
5	ほたてがいか	42853	5	ほたてがいか	39084	5	めばち	42569
6	さば類	37911	6	さば類	32474	6	さば類	41665
7	まあじ	34670	7	しらす	32194	7	まあじ	34191
8	きはだ	33351	8	まあじ	32194	8	ぶり類	27518
9	ぶり類	29653	9	きはだ	30036	9	きはだ	24881
10	さんま	23106	10	ぶり類	24661	10	さんま	22872
11	かかれい類	21183	11	びんなが	22384	11	たこ類	20228
12	しらす	20619	12	たこ類	21971	12	びんなが	19633
13	たこ類	20442	13	こんぶ類	19631	13	しらす	19146
14	くろまぐろ	18068	14	かかれい類	19233	14	かかれい類	18038
15	びんなが	17210	15	さんま	17021	15	かたうちいわし	17203
16	こんぶ類	16697	16	かたうちいわし	16826	16	こんぶ類	15709
17	かたうちいわし	16178	17	くろまぐろ	13977	17	くろまぐろ	14587
18	またい	13031	18	すけとうだら	13538	18	またい	14523
19	すけとうだら	11705	19	またい	12202	19	すけとうだら	12896
20	またら	11266	20	またら	11627	20	またら	11542
21	あわび類	9705	21	うに類	9325	21	またら	10310
22	あさり類	9560	22	すわいがりに	9155	22	うに類	10190
23	すわいがりに	9072	23	あさり類	9101	23	すわいがりに	10035
24	まいわし	8858	24	まいわし	8112	24	あわび類	9210
25	うに類	8820	25	あわび類	7734	25	さわら類	8778
26	さわら類	8511	26	さわら類	7706	26	あさり類	7939
27	いわめ	7407	27	みなみまぐろ	7331	27	いわめ	7113
28	あゆ	7379	28	めかじき	6818	28	いわめ	6345
29	めかじき	6502	29	ひらめ	6734	29	みなみまぐろ	6149
30	みなみまぐろ	6395	30	あゆ	6118	30	あゆ	6127
31	たちうお	5910	31	いかなご	5997	31	めかじき	5795
32	しじみ	5740	32	ほっけ	5823	32	いせえび	5682
33	ほっけ	5256	33	たちうお	5512	33	たちうお	5624
34	いせえび	5147	34	しじみ	5046	34	ほっけ	5300
35	いかなご	4816	35	いせえび	4959	35	しじみ	5274
36	べにすわいがりに	4799	36	べにすわいがりに	4575	36	うるめいわし	5200
37	うるめいわし	4676	37	さめ類	4339	37	さえ	4340
38	さざえ	4427	38	うるめいわし	4295	38	べにすわいがりに	4256
39	ふく類	4281	39	すずき類	4230	39	すずき類	4161
40	すずき類	4241	40	さざえ	4143	40	あなご類	4078
41	さめ類	3799	41	あなご類	3739	41	ふく類	3589
42	あかいか	3556	42	ふく類	3708	42	いさき	3521
43	あなご類	3445	43	むらあじ	3205	43	さめ類	3434
44	いさき	3314	44	いさき	3164	44	ます類	3223
45	ます類	3233	45	きちじ	2981	45	むらあじ	2917
46	むらあじ	3052	46	がざみ類	2821	46	がざみ類	2808
47	がざみ類	2881	47	ちだいきだい	2672	47	きちじ	2568
48	きちじ	2745	48	あまだいい類	2298	48	ちだいきだい	2401
49	ちだいきだい	2723	49	ます類	2276	49	そうだがつお類	2050
50	はたはた	2597	50	はたはた	2273	50	あまだいい類	2034
51	くるまえび	2228	51	くるまえび	2146	51	くるまえび	1974
52	あまだいい類	2193	52	そうだがつお類	1973	52	はたはた	1888
53	くらかじき類	1484	53	さけ類(河川)	1519	53	あかいか	1421
54	まかじき	1462	54	まかじき	1477	54	まかじき	1343
55	そうだがつお類	1391	55	くらかじき類	1441	55	くらかじき類	1315
56	くらだいへだい	1327	56	くらだいへだい	1315	56	くらだいへだい	1281
57	うなぎ	1085	57	あかいか	1219	57	さけ類(河川)	1089
58	さけ類(河川)	1068	58	しらす	1061	58	にしん	1054
59	にしん	1029	59	にしん	949	59	おきあみ類	846
60	にぎす類	895	60	うなぎ	870	60	うなぎ	777
61	しらす	885	61	にぎす類	828	61	しらす	735
62	ます類(河川湖沼)	864	62	おきあみ類	828	62	ます類(河川湖沼)	678
63	このしろ	663	63	ます類(河川湖沼)	612	63	このしろ	678
64	わかさぎ	483	64	このしろ	568	64	にぎす類	669
65	うぐい	419	65	わかさぎ	417	65	わかさぎ	323
66	えび類(河川湖沼)	376	66	うぐい	366	66	えび類(河川湖沼)	284
67	ふな	275	67	えび類(河川湖沼)	307	67	うぐい	223
68	捕鯨業	224	68	捕鯨業	257	68	ふな	219
69	こい	181	69	ふな	256	69	捕鯨業	195
70	はげ類(河川湖沼)	161	70	こい	170	70	こい	147
71	おきあみ類	106	71	はげ類(河川湖沼)	109	71	はげ類(河川湖沼)	100
72	さくらます(河川)	95	72	さくらます(河川)	47	72	さくらます(河川)	31
73	からふとます(河川)	42	73	からふとます(河川)	8	73	からふとます(河川)	25

です。そして、よく見ると、アユやシジミの生産高はヒラメやメカジキ、ミママグロ、タチウオ、ホッケ、イセエビと同じくらいであり、ベニズワイガニやサザエ、スズキより多いことがわかります。このことは、内水面の漁業が実はみなさんの生活に身近なものであることを示しています。

(3) 内水面の漁業者って、全国に何人くらいいるの??

(1) 「内水面漁業って、どんな漁業？」で、漁業とは魚などの水産動植物を採ったり養殖する事業であると説明しました。そして、漁業法の第二条の第2項に、漁業者とはどのような人であるかが定義されています。

漁業法第二条の第2項

第一条

(略)

2 この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。

つまり、漁業者とは「魚などを採ったり養殖する事業を行う人」です。

またここから先は魚などを採る「漁業」だけについて解説します(「養殖業」を省きます)。自分で採った魚などを他の人と交渉して他の物に換える漁業者もいるでしょ

現在の内水面の漁業者数は四万人を下回っている

う（物々交換）。しかし、営利目的、つまり販売のため、もつと簡単に言えば現金収入を得るために魚などを採る人が漁業者です。ただし、漁業者は専業である必要はありません。他の仕事との兼業でも構いません。また、自分のお小遣いや子供や孫にあげるお小遣い程度の収入を得るために魚などを採る人も漁業者です。いっぽう、現金収入のためではなく、自分で食べるために魚などを採る人（自家消費者）は「採捕者」です。また、レジャーのために魚などを採る人は「遊漁者」です（いわゆる、釣り人）。川や湖にも漁業者がいます。では、川や湖にいったいどのくらいの数の漁業者がいるのでしょうか？ 残念ながら継続的に調べられた統計はありません。ただし、「平成一〇年（一九九八年）に販売を目的に採捕を行った漁業協同組合の組合員数」を農林水産省が調べています（第一〇次漁業センサス）。その数は四二、三五五人でした。漁業者はたいいてい漁業協同組合の組合員なので、この年の漁業者数は約四万二千人であると言えます。この年以降、内水面の漁業者が増えたとは考えられません。むしろ減ったと考えるのが妥当です。現在の内水面の漁業者数は四万人を下回っていると考えられます。

4. 内水面の漁業協同組合

（1）漁業協同組合って、どんな団体？

本稿の「2. 内水面」の「（2）内水面管理と河川管理の違いって、なに？」において、内水面の水産資源や漁場・釣り場の管理者は漁業協同組合であると解説しました。海だけでなく、川や湖でも漁業協同組合は活動しているのです。

では、漁業協同組合とはどのような団体なのでしょうか？

「漁業協同組合」は「漁協」や「組合」とよく呼ばれます。「組合」というと、農業協同組合（農協）や森林組合、労働組合などと混同されることがあるので、本稿では「漁協」と呼ぶことにします。

漁協は水産業協同組合法に基づいて設立される協同組合です。水産業協同組合法の第四条に漁協の目的が定められています。

第四条 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

漁協の目的は、漁協の構成者である組合員への奉仕です。また、多くの漁協の定款

漁協は水産業協同組合法に基づいて設立される協同組合。水産業協同組合法の第四条に漁協の目的が定められている

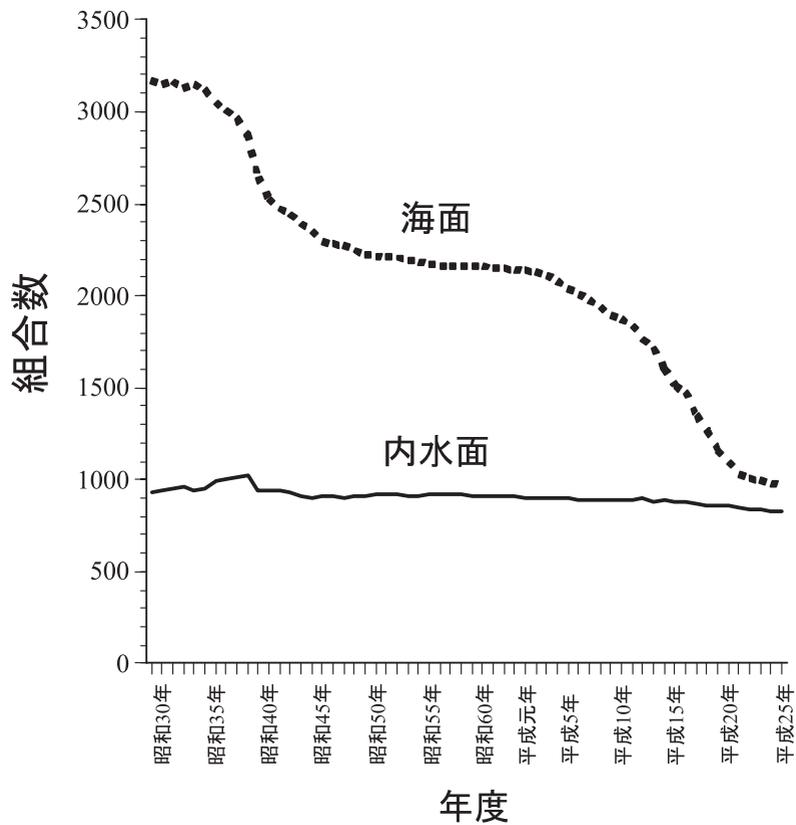


図2 日本における漁業協同組合の組合数の推移

(漁協の基本的な規則が記された書面)に、「漁協の目的は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めること」という内容のことが記されています。

漁協は、二〇名以上の漁業者の申請を都道府県知事や農林水産大臣が認可して設立されます。

(2) 内水面の漁協って、いくつあるの？

内水面の漁協の数は昭和二十九年(一九五四年)に九二七であり、変動しながら増加して昭和三八年(一九六三年)に最多の一、〇三三になりました(図2)。農林水産省発行の「水産業協同組合年次報告」のデータから引用)。その後、昭和四七年(一九七二年)にかけて九〇二まで減少しましたが、再び緩やかに増加して昭和五〇年代に九一八になりました。その後はまた徐々に減少し、平成二五年(二〇一三年)は八二六でした。これら八二六の漁協のうち、八一六の漁協が都道府県知事認可であり、農林水産大臣認可の漁協の数は一〇です。ちなみに、この年(平成二五年「二〇一三年」)の海面の漁協数は九七四です(図2)。

内水面の漁協の数は平成二五年は八二六

(3) 内水面の漁協って、どんなことをしているの？

水産業協同組合法の第十一条に漁協が行うことができる事業が定められています。

次のとおりです。

水産業協同組合法第十一条

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
- 二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 五 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 六 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 七 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 八 漁場の利用に関する事業（漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）
- 九 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備の設置
- 十 組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業
- 十一 組合員の共済に関する事業
- 十二 組合員の福利厚生に関する事業
- 十三 組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一

般的情報の提供

- 十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会が行う共済のあっせん
- 十六 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合（以下この章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第四号又は第十一号の事業を行うことができる。

以上の事業のうち、内水面の漁協はおもに次の事業を行っています。

内水面の漁協のおもな事業

- ・ 水産資源の管理や増殖
- ・ 漁場や釣り場の管理
- ・ 養魚場の経営
- ・ 採捕物や養殖生産物の販売
- ・ 釣り堀や管理釣り場の経営
- ・ 組合員の水産経営や水産技術に関する指導
- ・ 組合員の社会知識向上のための教育や情報提供

・組合員の福利厚生

これらのうち水産資源の増殖は、漁業法の第二百二十七条に定められているように、内水面の漁協の義務です。

漁業法第二百二十七条

第二百二十七条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

内水面の漁協は、右記の事業のほかに、オオクチバスやコクチバス（いわゆるブラックバス）、ブルーギル、アメリカカナマス（チャネルキャットフィッシュ）などの外来の害魚の駆除、カワウやカワアイサなどの害鳥の追い払いや駆除、河川清掃、釣り教室なども行っています。

(4) 内水面の漁協の組合員って、どんな人？

水産業協同組合法の第十八条の第1項に、漁協の組合員になることができる人や団体の条件が定められています。

水産業協同組合法第十八条

第十八条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて九十日から百二十日までの間で定款で定める日数を超える漁民
- 二 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
- 三 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人（組合及び漁業生産組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千五百トンから三千トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの

水産業協同組合法における「漁民」とは、次のとおり

水産業協同組合法における「漁民」とは、次のとおりです。

第十条

(略)

- 2 この法律において「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、「水産加工業者」とは、水産加工業を営む個人をいう。

ここでいう「営む」とは、営利、つまり販売を目的として行うことです。以上のことをわかりやすく説明すると、組合員になることができるのは次のような人や団体です。

- ・漁協の地区内に住んでいて、なおかつ年間に九〇日から一二〇日の間で漁協が決めた日数より多く操業する漁業者や養殖業者および漁業者や養殖業者に雇用された人
- ・漁協の地区内に住所や事業場のある漁業生産組合
- ・漁協の地区内に住所や事業場があり、なおかつ従業員数と漁船の総トン数が法律の規定の範囲の漁業を営む法人

しかし、内水面の漁協については、水産業協同組合法の第十八条の第2項に次のことも定められています。

水産業協同組合法第十八条第2項

第十八条 (略)

2 漁業法第八条第三項に規定する内水面において漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする組合（以下「内水面組合」という。）にあつては、前項第一号の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川

において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、組合の組合員たる資格を有する。

この項に定められていることをわかりやすく説明すると次のとおりです。

漁協の地区内に住んでいて、なおかつ海面の漁協に比べて短い年間三〇日から九〇日の間で漁協が決めた日数より多く川で魚などを採ったり養殖する人も組合員になることができる

・内水面の漁協については、漁協の地区内に住んでいて、なおかつ海面の漁協に比べて短い年間三〇日から九〇日の間（海面の漁協の場合は九〇日から一二〇日の間）で漁協が決めた日数より多く川で魚などを採ったり養殖する人も組合員になることができる。

「漁協の地区内に住んでいる」とは、簡単に言えば「地元に住んでいる」ということです。また、「魚などを採る人」は、簡単に言えば「釣り人」です。つまり、内水面の漁協の組合員には、「漁協が決めた日数より多く釣りに行く地元の釣り人」もなれるのです。

(5) 内水面の漁協の組合員って、全国に何人くらいいるの？

内水面の漁協の組合員数は昭和三二年度（一九五七年度）に三七万一千人であり、変動しながら増加して昭和五六年度（一九八一年度）に最多の六二万二千人になりました（図3。著者の算定）。組合員数はその後減少傾向に転じて、最近（平成二五年

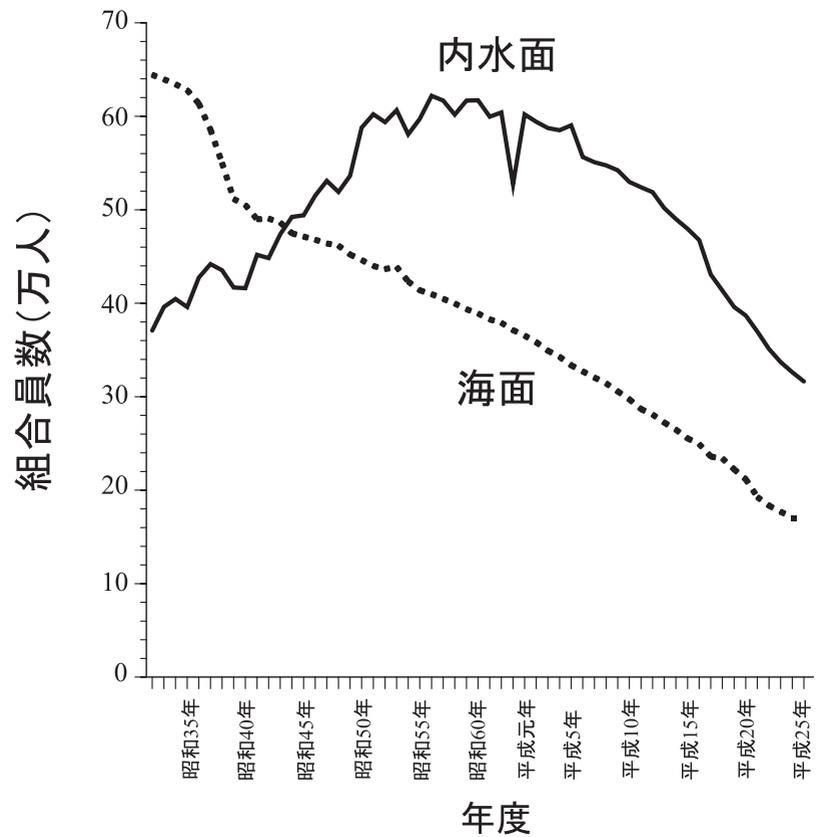


図3 日本における漁業協同組合の組合員数の推移

度「二〇一三年度」は三二万六千人です。ちなみに、海面の漁協の組合員数は昭和三二年度（一九五七年度）に約六万四千人であり、昭和三三年度（一九六〇年度）頃を境に急激に減少し、昭和三九年度（一九六四年度）に五二万二千人になりました。その後は徐々に減少して、最近（平成二五年度「二〇一三年度」）は一六万人です。

内水面と海面を比較すると、昭和四二年度（一九六七年度）までは組合員数は海面のほうが多く、昭和三二年度（一九五七年度）についてみると、その差は一・七倍（ \parallel 六四万六千人 \parallel 三七万一千人）もありました。しかし、昭和四三年度（一九六八年度）を境に組合員数は内水面のほうが多くなり、平成二五年度（二〇一三年度）にその差は二・〇倍（ \parallel 三三万六千人 \parallel 一六万人）です。なんと、昭和四三年度（一九六八年度）以降ずっと、組合員数は海面より内水面のほうが多いのです。その理由のひとつとして、海面の漁協の組合員のほとんどは漁業者や漁業従事者であるのに対して、前の項（4）内水面の漁協の組合員って、どんな人？で説明したように、内水面の漁協の組合員には地元の釣り人もなっていることが挙げられます。

内水面の漁協について明治大学の森正之先生は、ご自身の平成二二年（二〇〇〇年）の論文「内水面漁業制度への批判論と近年の流域環境・魚類資源問題―内水面漁協を対象とする調査票調査に向けた諸論点の整理」。政経論叢、第六九号、三一七―三五九ページの中で、組合員である漁民を「組合員漁業者」、組合員である釣り人を「組合員遊漁者」、組合員でない釣り人を「非組合員遊漁者」と定義しました。

昭和四三年度以降、組合員数は海面より内水面のほうが多い

漁業法の第二百二十九条の第1項に遊漁のことが定められています。

漁業法第二百二十九条第1項

第二百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

漁業法に基づくと、遊漁とは「漁協の組合員ではない人が行う魚などの採捕」です。しかし、これとは別に大森正之先生は、組合員のうち販売のためではなく、レジャーや自家消費のために魚などを採る人を「組合員遊漁者」と定義したのです。簡単に言えば、「組合員遊漁者」は「組合員である地元釣人」であり、「非組合員遊漁者」は「組合員でない地元釣人」と「他所（よそ）から来る釣り人」です。

本稿の「3. 内水面漁業」の「(3) 内水面の漁業者って、全国に何人くらいいるの？」で解説したように、平成10年（一九九八年）に販売を目的に魚などを採った漁協の組合員数は四二、三五五人でした。この年の内水面の漁業協同組合の組合員の総数は私の推定で五二九、八三一人なので、全組合員のうち販売を目的に魚などを採った組合員数の割合は八・〇％（ $\frac{42,355}{529,831} \times 100 \approx 8.0$ ）です。この八・〇％以外の九二・〇％（ $100 - 8.0 = 92.0$ ）の組合員はレジャーや自家消費が目的の「組

合員遊漁者」、すなわち「組合員である地元釣人」ということになります。平成10年（一九九八年）以降、販売を目的に魚などを採る組合員は減ったと考えるのが妥当です。したがって、最近の内水面の漁協の組合員の大多数は「漁業者」ではなく、「地元釣人」であると言えます。

(6) 准組合員って、なに？

組合員には、「正組合員」と「准組合員」があります。これまで解説してきたのは正組合員に関することです。漁協は漁協の定款に准組合員の資格を定めることができます。正組合員と准組合員の大きな違いは、准組合員には漁協の総会の議決権がないことです。准組合員の資格は漁協によって異なりますが、例えば正組合員に比べて魚などを採ったり養殖する日数が少なくても良かったり、漁協の地区内に住んでいなくても良かったりします。

正組合員と准組合員の大きな違いは、准組合員には漁協の総会の議決権がないこと

(7) 漁協の組合員になるのには、どうしたらいいの？

これまで解説してきた条件を満たしている人や団体が漁協の組合員になることができます。組合員になりたい人や団体は、「組合員になりたい」と漁協に申請します。申請を受けた漁協は資格審査を行います。審査に合格すると、組合への加入が決まります。そして、漁協に出資金を納めると、その人や団体は組合員になります。

なお、水産業協同組合法の第二十五条に定められているように、組合員の資格のある人や団体の加入を漁協は拒否したり難しくすることはできません。それが「協同組合」の精神のひとつです。

水産業協同組合法第二十五条

第二十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(8) 漁業権って、どんな権利？

「漁業権」とは、漁業権が免許された海や川、湖などの水面において、免許された特定の漁業を独占的・排他的に行い、利益を得ることが出来る権利です。漁業権には「定置漁業権」、「区画漁業権」、「共同漁業権」があります。

漁業法

第六条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

共同漁業権には第一種から第五種まであり、その内容が漁業法に定められています。

第六条

(略)

5 「共同漁業」とは、次に掲げる漁業であって一定の水面を共同に利用して営むものをいう。

一 第一種共同漁業 藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業

二 第二種共同漁業 網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業及び第五号に掲げるもの以外のもの

三 第三種共同漁業 地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第一号に掲げるものを除く。）であって、第五号に掲げるもの以外のもの

四 第四種共同漁業 寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であって、次号に掲げるもの以外のもの

五 第五種共同漁業 内水面（農林水産大臣の指定する湖沼を除く。）又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であって第一号に掲げるもの以外のもの

一般に、内水面の漁協が免許されるのは第五種共同漁業権です。第五種共同漁業権を含む共同漁業権は漁協と漁協の連合体である漁連（漁業協同組合連合会）だけに免許されます。

漁業法

漁業法第十四条

第十四条

（略）

8 共同漁業の免許について適格性を有する者は、第十一条に規定する関係地区（以下単に「関係地区」という。）の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会（第二項ただし書に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会を除く。）であつて次に掲げるものとする。

（略）

理論的には漁業権を免許されていない漁協もあり得ますが、一般的には実在する漁協は漁業権を免許されています。

（9）内水面と第五種共同漁業権の特徴

内水面の漁協や漁連は漁業権を免許されて「漁業権者」になり、漁業権が免許され

た水面において漁業権の内容になっている魚などについて資源管理や増殖、漁場や釣り場の管理などを行います。漁業権の内容になっている魚などはよく「漁業権魚種」と呼ばれます。そして、組合員が漁業権魚種について漁業や採捕を行います。

漁業権魚種を組合員以外の人が採ることは漁業権者（漁協や漁連）にとつて「漁業権の侵害」になります。採った人は、親告罪である「漁業権の侵害」で漁業権者に告訴されることがあります。ただし、遊漁者は漁業権者（漁協や漁連）に遊漁料を納付し、遊漁のルールを守ることによって漁業権魚種を採ることができます（くわしくは、本稿の「5. 内水面の遊漁」で解説します）。

漁業法の第二百二十七条の定めにより、内水面の漁業権である第五種共同漁業権の設定には、その水面が増殖に適していることが必要であり、その免許には免許を受けた者、つまり漁協や漁連が増殖を行うことが必要です。

漁業法

漁業法第二百二十七条

第二百二十七条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に

適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

この「増殖」の具体的な内容を、水産庁は都道府県知事あての長官通知で次のよう

に示しています。

法第二百七条でいう「増殖」とは人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもつて水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み降ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としませんが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に止まるものは、含まれません。

つまり、内水面の漁協や漁連が第五種共同漁業権を免許されたことにより生じる義務である増殖の方法は次のとおりです。

- 第五種共同漁業権を免許されたことにより生じる義務である増殖の方法
- ・ 人工的なふ化放流
 - ・ 稚魚の放流
 - ・ 親魚の放流
 - ・ 産卵床の造成
 - ・ 堰堤などで遡上できない魚の汲み上げ放流
 - ・ 堰堤などで降下できない魚の汲み降ろし放流
 - ・ その他の積極的な方法

漁具や漁法の制限や禁止、禁漁期の設定、禁漁区の設定などは消極的な方法とみなされ、増殖義務の履行方法として認められません。

川や湖の魚はそれほど多くなく、採ってばかりいると、すぐに資源が枯渇します。そのため、内水面の漁協には増殖が義務づけられています。

なお、内水面に設定される漁業権のほとんどは第五種共同漁業権ですが、それ以外に第一種共同漁業権もあります。この漁業権で行われるのは、前の項(8)の「漁業権って、どんな権利？」で解説したように、藻類や貝類などの漁業です。また、第二種区画漁業権という養殖のための漁業権も内水面に設定されます。

漁業法

第六条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

2 「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

(略)

4 「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

一 第一種区画漁業 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

二 第二種区画漁業 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

三 第三種区画漁業 一定の区域内において営む養殖業であつて前二号に掲げるもの以外のもの

第一種共同漁業権は共同漁業権なので、前の項「(8) 漁業権つて、どんな権利？」で解説したように漁協と漁連だけに免許されます。第二種区画漁業権は、個人や企業、市町村などにも免許されます。

(10) 内水面の魚は漁協のもの？

無主物は先に手に入れた人のものになる

川や湖、海などの公共水面に生息する生物は、民法という法律上、「無主物」、つまり所有者のない物です。また、無主物については、先に手に入れた人のものになります。これを「無主物先占」の原則といいます。

民法

第二百三十九条 所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

漁協が認められているのは、自分たちが免許された漁業権が設定されている水面における採捕の権利。放流した魚などについての所有権はない

逆に、川や湖、海などの公共水面に放流した生物は無主物になります。放流した人や団体などにそれらの生物についての所有権はありません。採ったり買ってきた魚などを放流すると、放流した途端にそれらは無主物になるのです。これは漁協についても同様です。漁協が認められているのは、自分たちが免許された漁業権が設定されている水面における採捕の権利です。放流した魚などについての所有権はありません。このことを理解していない漁協が多くみられます。

(11) 内水面の漁協に対するみんなの印象は？

一般財団法人東京水産振興会さんのご協力のもと、内水面の漁協に対する一般の人たちの印象を調べました。調査方法はウェブリサーチ、つまりインターネットを使用したアンケートです。インターネット上で質問し、インターネット上で回答してもらうという方法です。調査の対象者は日本全国の二五歳から七九歳の匿名の一、〇〇〇人です。一、〇〇〇人の年齢構成は最近の日本の一五歳から七九歳までの人たちの年齢構成と同じになりました。また、男女の比も一対一にしました。海も含めて、現在漁協の組合員であつたり、過去に漁協の組合員であつた人は対象から除きました。条件をこのように設定することで、一般の人たちの考えを聞くことができます。

その結果を表3です。「川や湖に漁協があることを知っていますか？」という質問に対して、六二・二％の人が「知っている」と答えました。約六割の人が内水面の漁

表 3 内水面の漁協に対する一般の人々の意識

質問番号	質問内容	回答者	回答	人数	割合
1	あなたは川や湖に漁業協同組合という団体があることを知っていますか？ どちらかひとつを選んでください。	1, 000人	知っている 知らない	622人 378人	62. 2% 37. 8%
2	川や湖の漁業協同組合に対するあなたの印象(イメージ)をお答えください。 どれかひとつを選んでください。	1の質問で 「知っている」 と回答した622人	とても良い 少し良い ふつう 少し悪い とても悪い 特に印象はない	32人 58人 297人 35人 14人 186人	5. 1% 9. 3% 47. 7% 5. 6% 2. 3% 29. 9%
3	川や湖に漁業協同組合があったほうが良いと思いますか？ どれかひとつを選んでください。	1, 000人	あったほうが良い 無いほうが良い どちらでも良い	493人 34人 473人	49. 3% 3. 4% 47. 3%
4	あなたは川や湖の漁業協同組合の組合員になってみたいですか？ どれかひとつを選んでください。	1, 000人	なりたい なりたくない どちらでもない	22人 556人 422人	2. 2% 55. 6% 42. 2%

協の存在を知っているのです。しかし、逆に言うと、四割近くの人が知らないことになりま

「川や湖の漁協に対する印象(イメージ)は？」という質問に対して、「とても良い」「少し良い」、「ふつう」というように、印象が普通以上の人の割合は六一・八%でした。約六割の人が悪くない印象を持っています。ただし、悪いという印象を持っている人(「少し悪い」、「とても悪い」と回答)も七・九%いました。

「川や湖に漁協があったほうが良いと思いますか？」という質問に対して、あったほうが良いと答えた人の割合は四九・三%であり、無いほうが良いと答えた人の割合は三・四%でした。半数近くの人が川や湖に漁協があったほうが良いと答えており、無いほうが良いと思っている人はわずかでした。

「川や湖の漁協の組合員になってみたいですか？」の質問に、「なりたくない」と答えた人はわずか二・二%。

しかし、「川や湖の漁協の組合員になってみたいですか？」という質問に対して、六割近い五五・六%の人が「なりたくない」と答え、「なりたくない」と答えた人の割合はわずかに二・二%でした。

これらの結果から次のことが言えます。

- ・多くの人が内水面の漁協の存在を知っていて、漁協に対する印象は決して悪くなく、漁協はあったほうが良いと思っている。しかし、組合員になりたいと思っ
- ・はとも

組合員になりたいと思っっている人の割合は二・二%でした。二・二%といえば、一〇〇人中、約二人です。しかし、一、〇〇〇人中、二二人です。一万人いれば、二二〇人いる計算になります。組合員を増やすのは難しそうですが、組合員になりたいと思っっている人は少ないわけではありません。工夫次第で組合員を増やすことができるかもしれません。

(12) 内水面の漁協の社会的な役割って、なに？

近年、内水面の漁協は弱体化している。その原因のひとつとして、組合員の高齢化や減少が挙げられる

近年、内水面の漁協は弱体化しています。その原因のひとつとして、組合員の高齢化や減少が挙げられます。組合員の減少は、漁協の活動資金として重要な賦課金収入の減少に直結します。また、理事などの組合役員の手不足や人材不足の原因になります。さらに、魚などの増殖や漁場や釣り場の管理の人手不足を引き起こします。組合員が極端に減ると、漁協の存続自体が危うくなります。漁協が漁業権を免許されて管理している漁場や釣り場を「漁業権漁場」といいます。漁協が解散すると、それまで漁協が管理していた漁場は「自由漁場」になります。自由漁場の管理者は都道府県知事です。しかし、都道府県に自由漁場を管理するための職員や予算は十分にはありません。管理が行き届かなくなると、魚などの資源が減少したり、川や湖の環境が悪化します。魚や川や湖がそうならないように、漁協はこれからもあつたほうが良いのです。

5. 内水面の遊漁

(1) 遊漁って、なに？

漁業法的には、遊漁とは「漁協の組合員以外の人が魚などを採ること」

本稿の「4. 内水面の漁業協同組合」の「(5) 内水面の漁協の組合員って、全国に何人くらいいるの？」で解説したように、漁業法的には、遊漁とは「漁協の組合員以外の人が魚などを採ること」です。

「漁」とは魚などを採ることです。「漁業」は生業（なりわい）、つまり販売のために魚などを採ることです。それに対して、「遊漁」は遊び、つまりレジャーのために魚などを採ることです。簡単に言えば、遊漁は「釣り」です。網などで魚を採る人もいるでしょうから、「魚採り」と言ったほうが良いかもしれません。

「3. 内水面漁業」の「(3) 内水面の漁業者って、全国に何人くらいいるの？」で解説したように、漁業を行う人は「漁業者」、自家消費のために魚などを採る人は「採捕者」、レジャーのために魚などを採る人は「遊漁者」です。しかし、一般に採捕者も遊漁者と呼ばれます。

(2) 遊漁の価値って、なに？

遊漁には次のようないろいろな価値があります（著者の見解）。どれもとても重要

です。社会的な機能と言っても良いでしょう。

・国民への健全なレジャーの提供

遊漁は健全なレジャーのひとつです。釣りは息抜きになります。息抜きは労働や勉強などの生産性を向上します。また、釣りは生きがいになります。生きがいを持つと、人は元気で長生きします。

・新鮮でおいしい食料の入手

遊漁により、新鮮でおいしい魚などを手に入れることができます。

・地域経済への貢献

遊漁者が来て、自動販売機で飲み物を買ったり、食堂やレストランでご飯を食べたり、店でおみやげを買ったり、旅館やホテルなどに宿泊などすることで、地域が潤います。

・遊漁具市場への貢献

遊漁者が釣りの道具を買うことで、釣り具の市場が潤います。

・漁協の経営安定

漁協にとって、遊漁料は大きな収入源です。

(3) 内水面の遊漁者って、全国に何人くらいいるの？

平成二六年(二〇一四年)に、年齢が一五歳から七九歳で一回でも釣りをした人の数は全国で六七〇万人でした(公益財団法人日本生産性本部発行の「レジャー白書二〇一五」から引用)。これは川や湖だけでなく、海釣りも含めた人数です。このうちの川や湖の遊漁者数はわかりませんが、昭和五三年(一九七八年)、昭和五八年(一九八三年)、昭和六三年(一九八八年)、平成五年(一九九三年)、平成一〇年(一九九八年)の五年における海も含めた遊漁者全体のうち川や湖の遊漁者の割合の平均値は二五・五%でした(農林水産省発行の「漁業センサス」のデータをもとに著者が計算)。全遊漁者の中の川や湖の遊漁者の割合が平成二六年(二〇一四年)も二五・五%と仮定すると、この年の川や湖の遊漁者数は一七二万人(一六七〇万人×二五・五%)と算定されます。

二〇一四年は一五〜七九歳のうち一・七%の人が少なくとも一回は川や湖で釣りをした

平成二六年(二〇一四年)の日本の一五歳から七九歳の人口は約一億〇、二二〇万人なので、この年は一五〜七九歳の人のうち一・七%(一七二万人÷一億〇、二二〇万人)の人が少なくとも一回は川や湖で釣りをしたことになります。

(4) 内水面の遊漁の経済効果って、どのくらい？

川や湖の釣りの経済効果を試算すると次のようになります(著者の試算)。

1. 最近の日本における海面も含めた全遊漁者による遊漁関連の年間支出額の推定値は四、五二億円（平成一九年「二〇〇七年」〜平成二三年「二〇一一年」の五年の平均値。平成二七年「二〇一五年」の著者の論文「レジャー白書からみた日本における遊漁の推移。日本水産学会誌、第八一号、第二巻、二七四〜二八二ページ）
2. 全遊漁者のうちの内水面の遊漁者の割合は二五・五%（昭和五三年「一九七八年」、昭和五八年「一九八三年」、昭和六三年「一九八八年」、平成五年「一九九三年」、平成一〇年「一九九八年」の五年の平均値。農林水産省発行の「漁業センサス」のデータから著者が計算）
3. 右記の1と2から、内水面の遊漁の年間支出額の推定値は一、一五二億円（Ⅱ四、五二億円×二五・五%）
4. 最近の内水面の漁業・養殖業の年間生産額は八五二億円（平成一九年「二〇〇七年」〜平成二三年「二〇一一年」の五年の平均値。農林水産省発行の「漁業・養殖業生産統計年報」のデータから著者が計算）
5. 遊漁の年間生産額は不明。そこで、漁業・養殖業の年間支出額を求める。「生産額」とは、魚などの「売れた額」。「売れた額」は、「魚などを採るのにかかった費用」に「利益」を足したものだ。「魚などを採るのにかかった費用」とは、人件費や漁具代、船の維持費、燃油代、各種資材代など。漁業者にとって、この「魚などを採るのにかかった費用」が「支出額」。以上のことを式にすると、「生産額Ⅱ支出額+利益」。

この式のイコール（Ⅱ）の上に支出額を移動し、イコール（Ⅱ）の下に生産額を移動すると、「支出額Ⅱ生産額ー利益」。つまり、支出額は生産額から利益を引いたもの。

6. 右記の3のように、内水面の遊漁の年間支出額の推定値は一、一五二億円。それに対して、右記の4と5のように内水面の漁業・養殖業の年間支出額は八五二億円から利益を引いた額。したがって、内水面の年間支出額は漁業・養殖業より遊漁のほうが多い（遊漁一、一五二億円 √ 漁業・養殖業「八五二億円ー利益」）
7. 「支出額」は「経済効果」の指標（めやす）のひとつ。
8. 右記の6、7に基づくと、内水面において遊漁の経済効果は漁業・養殖業より上と考えられる。

経済効果からみても、遊漁は重要です。

（5）遊漁者はどうして遊漁料を支払わなくてはいけないの？

遊漁料は、漁協が行う魚などの増殖や釣り場の管理に使用され、遊漁者にも応分の負担をもらうのです。

遊漁料の額は漁協によって異なります。遊漁が一年間有効の券（年券）の場合はおよそ数千円から数万円、一日だけ有効の券（日券）の場合はおよそ数百円から数千円です。

遊漁料は、漁協が行う魚などの増殖や釣り場の管理に使用される。

漁協が遊漁者に対して遊漁料の納付を求めることができる法的な根拠は、漁業法の第二百二十九条に定められています。順を追って解説します。

同条の第1項に、内水面の漁協は自身の漁場（漁業権が免許された川や湖）において遊漁を制限する時には、遊漁のルールである「遊漁規則」を制定しなければならないと定められています。

漁業法第二百二十九条

第二百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

逆に言えば、漁協が遊漁を制限しない、つまり遊漁者の自由な採捕を認めるということも理論的にはあり得るわけですが、そのような例はまずないでしょう。

そして、同条の第2項に遊漁料のことが定められます。

第二百二十九条

（略）

2 前項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）には、左に掲げる事項を規定

するものとする。

（略）

二 遊漁料の額及びその納付の方法

（略）

遊漁料の額については、同条の第5項の第二号に次のことが定められています。

第二百二十九条

（略）

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

（略）

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

（略）

漁協が都道府県知事に申請した遊漁料の額が、魚などの増殖や釣り場の管理のための費用の額に対して妥当な場合は、都道府県知事はその申請を認可しなければならない。

漁協が都道府県知事に申請した遊漁料の額が、魚などの増殖や釣り場の管理のための費用の額に対して妥当な場合は、都道府県知事はその申請を認可しなければなりま

せん。

なお、「私は漁協が免許された漁業権の内容でない種類の魚（漁業権魚種でない魚）を釣っているのだから遊漁料を支払う必要はない」と言う遊漁者がよくみられます。しかし、その遊漁者の釣り方で漁業権魚種が釣れる（混獲される）と合理的に考えられる場合は、漁協は遊漁者に対して遊漁料を納付させることができるというのが水産庁の見解です。

また、遊漁者が川や湖で漁場監視員に遊漁料を納付する際に、「現場売り」の付加金に加算されることが多いです。この加算は「遊漁承認証の交付場所で事前に交付を受けなかった（遊漁券の販売所で事前に購入しなかった）」ことに対する懲罰的なものではありません。付加金は、あくまで遊漁承認証の交付場所以外の場所で遊漁承認証を交付するために必要な経費（人件費や交通費）などです。

本稿の「4. 内水面の漁業協同組合」の「7. 組合員になるにはどうしたらいいの？」で解説したように、組合に加入したい人は漁協に出資金を納めて組合員になります。そして、組合員は毎年、漁協に「賦課金」を納めます。賦課金とは年会費のよなものですか。いっぽう、遊漁者が交付を受ける遊漁承認証（遊漁券）にも年券があります。一般に、年額は遊漁料より賦課金のほうが安いです。その点では、組合員になったほうが安価で釣りができます。しかし、組合員には、総会への出席や魚の放流などの組合運営への参加の義務があります。

（6）遊漁規則はどのように制定されるの？

遊漁規則は漁協のルールです。漁協が制定や変更を行います。ただし、制定や変更には都道府県知事の認可が必要です。また、知事は制定や変更を認可するにあたり、都道府県の行政委員会のひとつである「内水面漁場管理委員会」の意見を聴かなければなりません。

第二百二十九条

（略）

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

（略）

内水面漁場管理委員会の構成員は、漁業者代表、採捕者代表、学識経験者です。漁業者代表には、漁協の関係者や養殖業者がなります。採捕者代表には遊漁者になることが多いです。学識経験者には、大学の先生や、国や都道府県、市町村の職員経験者になることが多いです。知事が委員を選任します。一般に定員は一〇名です。

第三百三十一条 内水面漁場管理委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもって充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(7) 遊漁規則にはどんなことが書かれているの？

遊漁規則には、おもに次のことが定められています。

遊漁規則のおもな内容

- ・ 遊漁についての制限の範囲（遊漁の期間、禁漁区、全長制限、漁具漁法の制限・禁止など）
- ・ 遊漁料の額及びその納付の方法
- ・ 遊漁承認証に関する事項（漁協は遊漁を承認した者に遊漁券を交付することなど）
- ・ 遊漁に際し守るべき事項（遊漁者は遊漁承認証を携帯すること、漁場監視員から要求があった時には遊漁承認証を提示しなければならないこと、漁場監視員の指示に

従わなければならないこと、漁業者や他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならないことなど）

その法的な根拠は次のとおりです。

漁業法

第二百二十九条

(略)

2 前項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）には、左に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

遊漁者が遊漁規則に違反した場合、漁協はその人に遊漁の中止を命じ、以後、その人の遊漁を拒否することができます。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払

戻しはしません。また、親告罪である「漁業権の侵害」により、漁協がその人を告訴することがあります。

参考のために、遊漁規則の例として、本稿の最後の「資料」に、岐阜県の高原川漁業協同組合の遊漁規則を掲載します。

6. 内水面の「多面的機能」

内水面漁業の本来的機能は食料としての水産物の供給です。そのほかに、内水面漁業には次のような多面的機能があります（国立研究開発法人水産総合研究センター中央水産研究所の玉置泰司さんの平成二十二年「二〇〇九年」の解説「我が国の内水面漁業・漁村が有する多面的な機能について。機関誌ゼンない「全国内水面漁業協同組合連合会発行」、第二二号、一八〜一九ページ」を著者が一部改変）。

- ・食料・資源を供給する役割
- ・食料の安定供給を通して、国民に将来に対する安心を与える機能
- ・安心・安全な食料の供給を通して、国民の健康を増進する機能
- ・医薬品等の原料を供給する機能
- ・自然環境を保全する役割

環境を保全する機能

物質の循環系を補完する機能

生態系を保全する機能

- ・地域社会を形成し、維持する役割

所得と雇用を創出し、維持する機能

文化を継承し、創造する機能

水面と水産業に係わる機能を総合して、起業を促進する機能

- ・国民の生命財産を保全する役割

水難救助の機能

防災の機能

水域環境のモニタリング機能

- ・居住や交流等の場を提供する役割

遊漁等の親水レクリエーションを促進する機能

水産物の供給を巡る人々の交流を促進する機能

教育と啓発の「場」の提供の機能

生活空間の荒廃を防ぎ、保全する機能

水域の景観を保全し、創造する機能

漁村のインフラストラクチャー（社会資本構造物）の整備機能

7. 内水面の課題 ―「おわり」にかえて―

現在、内水面の漁業や遊漁、漁協には次のような課題があります。

- ・川や湖の環境の悪化による水産資源の減少
- ・採りすぎによる水産資源の減少
- ・ブラックバス（オオクチバス、コクチバス）やブルーギル、アメリカナマズ（チャネルキャットフィッシュ）などの外来魚の食害による水産資源の減少
- ・カワウやサギ、カワアイサなどの鳥の食害による水産資源の減少
- ・冷水病やエドワジエラ・イクタリ感染症、コイヘルペスウイルス病などの病気の蔓延による水産資源の減少
- ・漁業者の減少に伴う漁獲量の減少
- ・魚の消費量の減少
- ・魚を食べる習慣の衰退
- ・組合員の減少と高齢化による漁協の弱体化
- ・川や湖からの子供離れ（こどもばなれ）
- ・遊漁者の減少

これから先も解決に向けて、国や都道府県、市町村、漁協、遊漁者団体などが連携していく必要がある。

いずれも簡単に解決できるものではありません。そして、残念ながらいずれの課題も解決できていません。これから先も解決に向けて、国や都道府県、市町村、漁協、遊漁者団体などが連携していく必要があります。

本稿の「6. 内水面の「多面的機能」」で解説したように、内水面漁業には、本来機能である食料としての水産物の供給だけでなく、さまざまな機能（多面的機能）があります。内水面の多面的機能は自然の「恵み」です。それらの機能は私たちに喜びや楽しみ、利益をもたらします。機能の中にはすでに役割を果たしているものもあれば、今後果たす可能性のあるものもあります。すでに役割を果たしているものについてはさらにその機能を高めるとともに継続的に利用できるように工夫し、まだ役割を果たしていないものについては機能を引き出して利用するのが良いと考えられます。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、小田原市経済部水産振興担当部長（元水産庁釣人専門官）の櫻井政和氏に原稿を校閲していただきました。心より感謝いたします。

資料

漁業法

第八章 内水面漁業

(内水面における第五種共同漁業の免許)

第二百二十七条 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第二百二十八条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第三十九条第三項及び第四項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の保護増殖のため特に必要があると

認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令にかかる増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

(遊漁規則)

第二百二十九条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下単に「遊漁規則」という。）には、左に掲げる事項を規定するものとする。

一 遊漁についての制限の範囲

二 遊漁料の額及びその納付の方法

三 遊漁承認証に関する事項

四 遊漁に際し守るべき事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

- 5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。
 - 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
 - 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。
 - 6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号の一に該当しなくなったと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、その変更を命ずることができる。
 - 7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。
 - 8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。
- (内水面漁場管理委員会)
- 第三十条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
 - 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
 - 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(構成)

- 第三十一条 内水面漁場管理委員会は、委員をもって組織する。
- 2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもって充てる。
 - 3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。但し、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(準用規定)

第三十二条

(略)

(平成二十七年「二〇一五年」八月五日現在)

内水面漁業の振興に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方

公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

(国の責務)

第四条 国は、第二条の基本理念(次条において単に「基本理念」という。)にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(内水面漁業者の努力)

第六条 内水面漁業者は、内水面における水産資源(以下「内水面水産資源」という。)の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第八条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者

相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章 基本方針等

第九条 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 内水面漁業の振興に関する基本的方向
 - 二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
 - 三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項
 - 四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項
 - 五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項
- 3 基本方針は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十一条第一項の水産基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県計画）

第十条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第一百零一条一項）において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第三十五条第三項において同じ。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に

協議しなければならない。

3 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

第三章 内水面漁業の振興に関する施策

第一節 内水面水産資源の生息状況等の調査

第十一条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努めるものとする。

第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

(内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等)

第十二条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖に関する技術の研究開発の推進並びにその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、水害等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資源を緊急に回復するため種苗の放流の実施等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等)

第十三条 国及び地方公共団体は、オオクチバス等の特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。）及びカワウ等の鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。）（以下この条において「特定外来生物等」と総称する。）による内水面水産資源に対する被害を防止するため、当該被害を防止するための措置の実施に対する支援、特定外来生物等の効果的な駆除のための技術開発、特定外来生物等の広域的な個体数を管理する手法の開発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等)

第十四条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 内水面における漁場環境の再生に関する施策

(内水面に係る水質の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、下水道、浄化槽その他の排水処理施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内水面に係る水量の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、内水面における豊かな水量が内水面水産資源の保全及び栄養塩類の海への円滑な流入による海洋水産資源の保全に資することに鑑み、内水面における水量の確保を図るため、雨水を地下に浸透させる機能を有する施設の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全)

第十七条 国及び地方公共団体は、森林の有する水源の涵養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。

(内水面水産資源の生育に資する施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。

第四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

(効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成)

第二十条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多面的機能の発揮に資する取組への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに内水面漁業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助

並びに内水面漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(商品開発の取組等への支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の需要に即した内水面水産資源の生産並びに加工及び流通が行われるよう、内水面水産資源の食材としての品質の向上の取組、内水面水産資源に係る商品の開発及び需要の開拓の取組等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(回遊魚類の増殖の取組への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、回遊魚類（内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。以下この条において同じ。）の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心を深めるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動、川辺における自然体験活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、内水面水産資源の適切な管理に資するため、遊漁規則（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の遊漁規則をいう。）等の遵守に関する啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

(略)

第四章 協議会

第三十五条 内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者（以下この条において「共同漁業権者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を設置するよう申し出ることができる。

2 前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3 協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出た共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

第五章 罰則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者
- 二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没取することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没取することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(平成二六年「二〇一四年」六月二七日現在)

高原川漁業協同組合（岐阜県）の遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第39号及び内共第40号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、うぐい、うなぎ、かじか、よしのぼり、あじめどじょうをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があつたときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄の区域において、イ欄の期間で、ウ欄の魚種については、疑似餌釣り(ルアー・フライ・テンカラ)でカエシのない(バーブレス)シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。この場合においては、採捕したウ欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
蒲田川道観松砂防堰堤上流端から下流、たから流路工第5床固工下流端までの区域	3月1日午前5時から9月9日まで	やまめ、いわな、にじます

- 2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示して行うものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣をいう。)に限るものとする。次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内で行わなければならない。ただし、手釣り・竿釣りの補助漁具として使用する玉網については制限しない。

漁具、漁法		規模
手釣	あゆ、にじます、いわな、やまめ	釣竿 1本
竿釣 (コロコロ釣を除く)	その他の魚種	釣竿 3本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から10月25日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、餌釣・毛鉤釣については8月20日からとする
いわな やまめ にじます	3月1日午前5時から9月9日まで
うぐい	3月1日午前5時から3月31日まで及び6月1日から10月25日まで
こい うなぎ	3月1日午前5時から10月25日まで
よしのぼり かじか あじめどじょう	6月1日から10月25日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区 域	イ期 間	ウ魚 種
高原川東町発電所堰堤上流端から上流100メートル、下流端から下流50メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
蒲田川旧中尾橋上流端から上流100メートル、下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで	全魚種
高原川六郎取水堰堤下流端から下流30メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで	うぐい、かじか、よしのぼり、あじめどじょう
双六川双六川ダム上流端から上流全域	1月1日から12月31日まで	全魚種
高原川岩井戸取水堰堤下流端から下流50mまでの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川高原ダム(葛山取水堰堤)下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川今見取水堰堤下流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
白水谷床固め工上流端から下流50mの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
高原川藤波橋上流端から下流西里橋下流端までの区域	1月1日から12月31日まで	かじか、よしのぼり、あじめどじょう
双六川支流の深洞谷全域	1月1日から12月31日まで	全魚種

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル
かじか	5センチメートル

2 魚類の卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具		遊漁料		現場加算金
	手竿釣	手竿釣	日釣	年釣	
雑魚	1,500円	3,000円	7,000円	1,500円	
あゆ	1,500円	3,000円	12,000円	3,000円	

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとするときは、これを証する手帳、書類等を提示し遊漁料減免申請書を提出しなければならない。減免は、組合事務所または組合が減免事務を委託した遊漁証取扱所に限り受けることができる。

区分	あゆ		雑魚	
	日釣	年釣	日釣	年釣
中学生以下	無料	無料	無料	無料
高校生	あゆ・雑魚の共同年釣			
心身障害者(身体障害者手帳3級以上、又は療育手帳所持者)	1,500円	6,000円	750円	3,500円
女性	2,000円	8,000円	1,000円	4,700円

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札または幟旗を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(平成二六年「二〇一四年」一月一日現在)

時事余聞

◇：「孤独は優れた精神の持ち主の運命である」とンヨーペン・ハウエルはいう。国慶節の日、革命家・毛沢東が「中国の赤い星」の著者エドガー・スノーに洩らした言葉。群衆がプラカードを掲げて通り過ぎて行く。「あの群衆を大別すると三つに分かれる。第一は忠実な毛沢東主義者。第二は皆がそうするから自分もそうする迎合派。第三は表面はいかに装っていても、実は反毛沢東主義者だ」と述べた。これは単に毛沢東だけではない、トップの座を占めている者の共通の心情である。トップの「醒めた眼」と心に秘める「孤独の寂寥」である。中国の歴史書にはこの手の話を記した著書は数多くある。

◇：西田幾多郎の「善の研究」ではこう書いている。「真摯に考え真摯に生きんと欲する者は必ず熱烈なる宗教的要求を感じずにはいられないのである」。そういえば北条時宗と無学祖元、足利尊氏と夢窓疎石、徳川家康と天海。協和発酵工業会長の加藤辨三郎と松原致遠など大人物には宗教家がついていた。しかし人間の肉体と脳はいつまでも健全ではない。衰弱と呆けは切り離せない。財界には有力な限界説がある。どんな名社長でも亡くなった日から逆算して三年間は全て失敗であるという。残念ながら一面の真実かも。

◇：さて安倍内閣は最近になく長命である。これとコンビを組む菅官房長官のあと押しも与って力大なるものがある。安倍内閣の評価は高い。(支持率が50%前後なら最近では上の部にある。)安保法制などで世評を浴びているが、これも道の独立国としては避けて通れない問題。菅官房長官の連携で日本の先行きを誤らないよう舵取りを譲らないで欲しいということか。(K)

編集後記

全国の河川や湖沼では釣りを楽しむ人が数多くいます。しかし、それら内水面での漁業や漁協についてはほとんど知られていないのが現状です。本号では内水面漁業について、制度の解説を踏まえて解りやすくまとめて頂きました。

なお、当五七五号は当初、別の寄稿者を予定しておりましたが、事情によりその企画を断念し、中村智幸様の御了解のもとで差し替えでの発行とさせていただきます。中村様の御厚意とその労作に対して心より感謝申しあげます。

「水産振興」 第五七五号

平成二十七年十一月一日発行

(非売品)

編集兼 井上恒夫
発行人

発行所 〒104-0055 東京都中央区豊海町五番一号
豊海センタービル七階

一般財団法人 東京水産振興会

電話 ☎ 三五三三八一一
FAX ☎ 三五三三八二一六

印刷所 (株)連合印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成二十七年十一月二日発行（毎月一回二日発行）五七五号（第四九卷十一号）